

社会医療法人健生会 とみお診療所 契約書

2026 年 6 月改定

利用者

事業者 社会医療法人健生会 とみお診療所

事業者が利用者に対して行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下、「（介護予防）通所リハビリテーション」といいます）について、次のとおり契約します。

第 1 条（契約の目的）

事業者は利用者に対して、介護保険法令及びこの契約に従い、当施設に通うことにより、心身の機能維持回復をはかり、悪化の防止または要介護状態となることを予防し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るようにサービスを提供します。

第 2 条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は 年 月 日から要介護認定有効期限満了日までとします。
- 2 契約期間満了日の 2 日前までに、利用者から事業者に対して文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新するものとします。また、更新後の契約期間は期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間満了日とします。また契約期間満了日前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日を契約期間の満了日とします。

第 3 条（サービスの基本内容）

事業者は、（介護予防）通所リハビリテーションとして①心身状況の把握、②理学療法及び作業療法、音楽療法、レクリエーション、個別リハビリテーション（パワーリハビリテーション）等を提供します。

第 4 条（居宅支援事業者・地域包括支援センターとの連携）

事業者は、利用者に対してサービスを提供するにあたり、居宅支援事業者及び地域包括支援センターその他保健医療サービスまたは、福祉サービスを提供するものと密接な連携に努めます。（介護予防）通所リハビリテーション計画に変更等が生じた場合は、速やかに居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターに連絡します。

第 5 条（（介護予防）通所リハビリテーション計画の作成・変更）

- 1 事業者は、利用者の日常生活全般の状況や希望、居宅サービス計画、主治医の指示を踏まえて、（介護予防）通所リハビリテーション計画を作成します。
- 2 事業者は計画作成後も実施状況を把握し、利用者の希望にも配慮し、必要に応じて計画を変更します。居宅サービス計画（ケアプラン）の変更に従い、（介護予防）通所リハビリテーション計画の変更が必要となる場合にも速やかに計画を変更します。
- 3 利用者は事業者に対し、いつでも計画を変更するよう申し出ることが出来ます。その場合、事業者は可能な限り利用者の希望に沿うようにします。

- 4 事業者は、(介護予防)通所リハビリテーション計画を作成、変更したときには、利用者及び利用者の家族に対し、その内容を説明し同意を得ます。提供するサービスのうち介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービス内容と料金を説明し、利用者の同意を得ます。

第6条 ((介護予防)通所リハビリテーションサービスの提供記録)

- 1 事業者は、利用者に対して (介護予防)通所リハビリテーションサービスを提供する毎に提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、所定の書面に記載します。
- 2 事業者は利用者に対する (介護予防)通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を整備し、完結日から2年間保存します。
- 3 利用者は事業者に対し、いつでも1項に規定する書面その他利用者に対するサービスの提供に関する記録の閲覧謄写を求めることが出来ます。但し、複写に付いては実費となります。

第7条 (利用料)

- 1 利用料及びその他の費用は別紙重要事項説明書に記載したとおりです。
- 2 (介護予防)通所リハビリテーションサービスが介護保険の適用を受ける場合、原則として利用料の介護保険自己負担割合分をお支払いいただきます。但し、介護保険法令に基づいて保険給付を償還払いの方法で受ける場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。
- 3 提供する (介護予防)通所リハビリテーションサービスが介護保険の適用を受けない場合、利用料の全額をお支払いいただきます。
- 4 事業者は利用者に、当月の請求書を、翌月25日までにお渡しします。
- 5 事業者は、料金の支払いを受けたときは利用者に対し領収書を発行します。

第8条 (保険給付の請求のための証明書の給付)

利用者から求められた場合、サービス提供証明書をいつでも交付します。

第9条 (利用料の変更)

- 1 事業者は利用者に対して、1ヶ月前までに文章で通知することにより利用料及び食費等の単価の変更(増額又は減額)を申し入れることが出来ます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく重要事項説明書を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し文書で通知することにより、この契約を解約することが出来ます。

第10条 (契約の終了)

次の事由に該当した場合には、この契約は終了します。

- ①利用者が介護保健施設へ入所したとき
- ②利用者が死亡したとき
- ③第11条及び第12条に該当したとき

第11条 (利用者の解約権)

- 1 利用者は、事業者に対して1週間の予告期間を置いて文書で通知することにより、この契約を解約することが出来ます。但し、利用者の病変などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内でもこの契約を解約することが出来ます。
- 2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約する

ことが出来ます。

- ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ②事業者が守秘義務に反した場合
- ③事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合

第 12 条（事業者の解約権）

- 1 事業者は次の事由及びやむを得ない事情があり、また事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがない場合、理由を示した文書を通知し、1ヶ月間の予告期間を置いてこの契約を解約することが出来ます。
 - ①利用者のサービス料金の支払いが3ヶ月以上延滞し料金を支払う勧告をしたにもかかわらず、7日間以内に支払われない場合
- 2 利用者やご家族などが、事業者及び事業者に従事する者に対して契約を継続し難いほどの背信行為、著しい迷惑行為（身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメント等）及びそれらと同等の行為により、契約の継続が困難となった場合には、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

第 13 条（秘密保持）

- 1 事業者及び事業者に従事する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同じです。
- 2 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者又は当該家族の個人情報を用いませぬ。

第 14 条（損害賠償）

事業者はサービスの提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により、万一事故が発生し、利用者の生命、身体、財産に損害が生じた場合は利用者に対してその損害を賠償します。

第 15 条（苦情処理）

- 1 利用者又は利用者の家族は提供されたサービスに苦情がある場合、いつでも苦情を申し立てることが出来ます。
- 2 利用者は介護保険法令に伴い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申し立て機関に苦情を申し立てることが出来ます。
- 3 事業者は利用者からの苦情の申し立てがあった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

第 16 条（緊急時の対応）

事業者はサービス提供中に利用者の症状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに事業者の医師や看護師又は利用者の主治医等に連絡をとる等必要な措置を講じ、その指示に従います。

第 17 条（本契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

重要事項説明書

2026年6月改定

社会医療法人健生会 とみお診療所

通所リハビリテーションサービス・介護予防通所リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、事業者が説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業の目的

利用者が当施設に通うことにより心身の機能維持・回復をはかり、日常生活自立のための援助、介護状態となることの予防、要介護状態の軽減と悪化の防止、介護者の負担軽減を目的とします。

2. 提供するサービス

主治医の指示と管理のもとに通所リハビリテーション計画を作成し、必要なリハビリテーションを提供します。実施の際、常に利用者の意思及び人格を尊重し、その立場に立ったリハビリテーション等に心がけます。

3. 事業者の概要

名称 : とみお診療所 事業所番号 : 2910102959号
所在地 : 奈良市三碓2丁目1番地6号 電話番号 : 0742-81-8345
定 員 : 40名

4. 通所リハビリテーションの職員体制

管理医師：常勤 1 名 理学療法士：常勤 1 名以上 介護職員：常勤換算 4 名以上

5. 営業日と営業時間

①営業日は月・火・水・木・金曜日です。但し、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除きます。

②サービス提供時間は午前9時00分から午後4時00分までです。

6. 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの内容

- ①心身状態の把握（バイタルチェック）
- ②要支援者・要介護者の個別の計画に合わせた、理学療法及び作業療法、音楽療法、レクリエーション、個別リハビリテーション等
- ③食事の提供

7. 利用料

提供するサービスの利用料は、(別紙)利用料金表に定める通りです。利用料は自己負担割合によって変わります。なお、1単位は10,33円です。

また、その他の料金は次の通りです。

- ①食事材料費 昼食代として５４０円（１回につき）、おやつ代として１００円（１回につき）
 をご請求いたします。
 なお、昼食代は、ご利用日当日の午前８時３０分までにキャンセルのご連絡をい
 ただけなかった場合も同様にご請求いたします。

- ②送迎費 下記 8. に定める地域以外にお住まいの方で、当事業所の送迎サービスを利用される場合は、往復の送迎費として 500 円（1 回につき）をご請求いたします。
- ③印刷代および簡易な証明書発行代（200 円～）は、実費相当額をご請求いたします。
- ④リハビリパンツ・パット・オムツをご利用の方は原則としてご持参ください。
- なお、ご請求については、月末締めで翌月 15 日以降 25 日までに、請求書をお渡しします。金融機関口座からの自動引き落としの方は翌月の末日（末日が平日で無い場合は、翌日）に引き落としいたします。現金支払いの方は翌月の最終訪問日までにお支払い下さい。
- お支払い方法（○で囲む）

ア	金融機関口座からの自動引き落とし（金融機関名：南都銀行）
イ	現金支払い

介護保険適用の場合でも、保険給付金が事業者を支払われない場合はいったん全額を頂きます。サービス提供証明書を発行致しますので、後日サービス提供証明書をお住まいの市町村に提供し償還払いを受けて下さい。

8. 通常事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、奈良市二名地域包括支援センター、富雄東地域包括支援センター、富雄西地域包括支援センターの担当地域です。

9. サービスの中止について

- ①職員又は、ご利用者の健康上の理由がある場合、サービスを中止または内容を変更する場合があります。
- 感染力の強い風邪、疥癬、結核等のへの罹患、感染拡大の可能性が認められる場合。
 - 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合。
- 上記の場合、利用者・家族に連絡の上適切に対応致します。また、必要に応じて速やかに事業所の医師や看護師又は歯科医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。
- ②災害などの理由による中止
- 災害（台風・雪等）により安全送迎が不可能と判断した場合はサービスの提供を中止します。その場合可能な限り早急な連絡をとります。ご利用中に災害が発生した場合、原則ご自宅へお送りいたします。
 - サービス利用時の災害時の対応につきましては、機を逸することなく早急な判断のもと安全に対応をさせていただきます。その場合可能な限り早急な連絡をとります。
- ③サービスを中止した場合、同月内のご希望の日に振り替えることが出来ます。ただし、予約状況によってはご希望に添えない場合もございますのでご了承下さい。

10. 虐待防止の対応

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発防止のための指針を定め、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	【職名】 管理者	【氏名】 岡本 徹
-------------	----------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 当事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を年間 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

- (4) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (5) 事業者は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市町村に通報するものとします。
- (6) 虐待に関する各種相談や問い合わせは、以下の窓口で受け付けます。

とみお診療所通所リハビリテーション 虐待相談受付窓口 (担当者) 今 千鶴代	電話：０７４２－８１－８３４５ 受付時間：月曜～金曜 ８：３０～１７：００
奈良市長寿福祉課	奈良市二条大路南１丁目１－１ 電話：０７４２－３４－５４３９ 受付時間：平日 ９：００～１７：００

11. 身体拘束の禁止

- ①事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束をおこないません。
- ②やむを得ず身体拘束等をおこなう場合には、身体拘束の内容・目的・緊急やむを得ない理由・拘束時間・その他必要な事項等を記録しておこなうものとします。併せて、記録した内容を利用者やご家族へできる限り詳細に説明し、十分な理解を得られるように努めます。

12. 衛生管理等

事業者は、当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、下記の対策を講じます。

- (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６ヶ月に１回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

13. 事業継続計画

- ①事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しをおこない、必要に応じて業務継続計画の変更をおこないます。

14. 苦情の受付

事業者に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

【事業者の窓口】 とみお診療所通所リハビリテーション 苦情受付担当者 今 千鶴代 苦情解決責任者 桜井 もゆる	所在地 奈良県奈良市三碓２丁目１番地６号 TEL 0742-81-8345 受付時間 月曜～金曜 ８：３０～１７：００
【市町村の窓口】 奈良市介護福祉課	所在地 奈良県奈良市二条大路南一丁目１番１号 TEL 0742-34-5422 FAX 0742-34-2621 受付時間 平日 ９：００～１７：００
【公的団体の窓口】 国民健康保険団体連合会	所在地 奈良県橿原市大久保町 302 番 1 TEL 0744-29-8326 フリーダイヤル 0120-21-6899 受付時間 平日 ９：００～１７：００

15. 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の症状の急変等が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに事業者の医師や看護師又は利用者の主治医等に連絡をとる等必要な措置を講じ、その指示に従います。また、緊急連絡先に連絡いたします。

利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
協力医療機関	医療機関の名称	とみお診療所
	管理者名	岡本 徹
	所在地	奈良市三碓2-1-6
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号(携帯)	

16. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関、ご利用者に関わる居宅介護支援事業者等への連絡を行なうなど必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

17. 損害賠償保険への加入

事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社

保険名 賠償責任保険

補償の概要 対人・対物・管理下財物補償、人格権侵害、経済損失に対する補償

18. 秘密保持の対応

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密及び個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。また、退職後においてもこれらの秘密及び個人情報を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

19. サービスの第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価は実施しておりません。

(別紙) 利用料金表 とみお診療所介護予防通所リハビリテーション

要支援の方 介護予防通所リハビリテーション費

イ ご利用単位表(1ヶ月分サービス利用単位)

(金額単位:円)

サービス内容	単位数	自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 3割
介護予防通所リハビリテーション費 要支援1の方	2,268	2,343	4,686	7,029
介護予防通所リハビリテーション費 要支援2の方	4,228	4,368	8,735	13,103

ロ 介護予防通所リハビリサービス加算単位表

(金額単位:円)

サービス内容	単位数	自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 3割
サービス提供体制強化加算Ⅰ 要支援1の方	88	91	182	273
サービス提供体制強化加算Ⅰ 要支援2の方	176	182	364	546
生活行為向上リハビリテーション実施加算(利用開始月～6ヶ月以内)	562	581	1,161	1,742
退院時共同指導加算	600	620	1,240	1,860

(月1回算定)

(月1回算定)

(月1回算定)

(1回につき)

ハ 処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	合計単位(イ+ロ)×103/1000	(月1回算定)
---------------	--------------------	---------

二 その他の料金

お食事代	540円	(1回につき)
おやつ代	100円	(1回につき)
通常事業の実施地域以外への送迎費	500円	(往復1回につき)
印刷代、簡易な証明書発行代	実費相当額	

★自己負担額は、所定単位数に地域単価(10.33円)を乗じて計算した金額となります。

四捨五入等の端数処理の計算により、1ヶ月の総額は異なる場合があります。

★おむつ・リハビリパンツ・パット等は原則としてご持参ください。

★お食事代は、ご利用日当日の8時30分までにキャンセルのご連絡をいただけなかった場合も同様に請求いたします。

★送迎を希望されず、ご自身で来所・帰宅時の事故は責任を負いかねますのでご了承ください。

各加算について

★サービス提供体制強化加算Ⅰは、介護職員のうち介護福祉士を70%以上配置又は、勤続10年以上の介護福祉士を25%以上配置している場合に算定します。

★生活行為向上リハビリテーション実施加算は、生活行為の内容の充実を図るための目標及び目標を踏まえた実施内容等を定めたリハビリテーション実施計画に基づき、計画的にリハビリテーションを実施した場合に算定します。

★退院時共同指導加算は、病院や診療所を退院する利用者さまに対し、事業所の医師・療法士等が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行い、その内容を記録した場合に算定します。

★介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。

介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

(別紙)利用料金表 とみお診療所通所リハビリテーション

要介護の方 通常規模型リハビリテーション費

イ ご利用時間別単位表(1日分サービス利用単位)

(金額単位:円)

	サービス内容	1～2時間	自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 3割	2～3時間	自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 3割	3～4時間	自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 3割
要介護1	通常規模型通所リハビリテーション費	369	382	763	1,144	383	396	792	1,187	486	502	1,004	1,506
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	23	46	69	22	23	46	69	22	23	46	69
	理学療法士等体制強化加算	30	31	62	93								
	単位合計	421	436	871	1,306	405	419	838	1,256	508	525	1,050	1,575
要介護2	通常規模型通所リハビリテーション費	398	412	823	1,234	439	454	907	1,361	565	584	1,168	1,751
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	23	46	69	22	23	46	69	22	23	46	69
	理学療法士等体制強化加算	30	31	62	93								
	単位合計	450	466	931	1,396	461	477	953	1,430	587	607	1,214	1,820
要介護3	通常規模型通所リハビリテーション費	429	444	887	1,330	498	515	1,029	1,544	643	665	1,329	1,993
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	23	46	69	22	23	46	69	22	23	46	69
	理学療法士等体制強化加算	30	31	62	93								
	単位合計	481	498	995	1,492	520	538	1,075	1,613	665	688	1,375	2,062
要介護4	通常規模型通所リハビリテーション費	458	474	947	1,420	555	574	1,147	1,720	743	768	1,535	2,303
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	23	46	69	22	23	46	69	22	23	46	69
	理学療法士等体制強化加算	30	31	62	93								
	単位合計	510	528	1,055	1,582	577	597	1,193	1,789	765	791	1,581	2,372
要介護5	通常規模型通所リハビリテーション費	491	508	1,015	1,522	612	633	1,265	1,897	842	870	1,740	2,610
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	23	46	69	22	23	46	69	22	23	46	69
	理学療法士等体制強化加算	30	31	62	93								
	単位合計	543	562	1,123	1,684	634	656	1,311	1,966	864	893	1,786	2,679

	サービス内容	4～5時間	自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 3割	5～6時間	自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 3割	6～7時間	自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 3割
要介護1	通常規模型通所リハビリテーション費	553	572	1,143	1,714	622	643	1,285	1,928	715	739	1,477	2,216
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	23	46	69	22	23	46	69	22	23	46	69
	単位合計	575	595	1,189	1,783	644	666	1,331	1,997	737	762	1,523	2,285
要介護2	通常規模型通所リハビリテーション費	642	664	1,327	1,990	738	763	1,525	2,287	850	878	1,756	2,634
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	23	46	69	22	23	46	69	22	23	46	69
	単位合計	664	687	1,373	2,059	760	786	1,571	2,356	872	901	1,802	2,703
要介護3	通常規模型通所リハビリテーション費	730	754	1,508	2,262	852	881	1,761	2,641	981	1,014	2,027	3,040
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	23	46	69	22	23	46	69	22	23	46	69
	単位合計	752	777	1,554	2,331	874	904	1,807	2,710	1,003	1,037	2,073	3,109
要介護4	通常規模型通所リハビリテーション費	844	872	1,744	2,616	987	1,020	2,039	3,059	1,137	1,175	2,349	3,524
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	23	46	69	22	23	46	69	22	23	46	69
	単位合計	866	895	1,790	2,685	1,009	1,043	2,085	3,128	1,159	1,198	2,395	3,593
要介護5	通常規模型通所リハビリテーション費	957	989	1,977	2,966	1,120	1,157	2,314	3,471	1,290	1,333	2,665	3,998
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	23	46	69	22	23	46	69	22	23	46	69
	単位合計	979	1,012	2,023	3,035	1,142	1,180	2,360	3,540	1,312	1,356	2,711	4,067

ロ 通所リハビリサービス加算単位表

(金額単位:円)

サービス内容	単位数	自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 3割	
リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ(新規開始月～6ヶ月)	560	579	1,157	1,736	(月1回算定)
リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ(6ヶ月以降)	240	248	496	744	(月1回算定)
リハビリテーションマネジメント加算4(医師が利用者等に説明し、同意を得た場合)	270	279	558	837	(月1回算定)
送迎未実施減算	-47	-49	-97	-146	(片道につき)
短期集中個別リハビリテーション実施加算(退院・退所日～3ヶ月)	110	114	228	341	(1日につき)
生活行為向上リハビリテーション実施加算(利用開始月～6ヶ月以内)	1,250	1,292	2,583	3,874	(月1回算定)
退院時共同指導加算	600	620	1,240	1,860	(1回につき)

ハ 処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	合計単位(イ+ロ)×103/1000	(月1回算定)
---------------	--------------------	---------

ニ その他の料金

お食事代	540円	(1回につき)
おやつ代	100円	(1回につき)
通常事業の実施地域以外への送迎費	500円	(往復1回につき)
印刷代、簡易な証明書発行代	実費相当額	

★自己負担額は、所定単位数に地域単価(10.33円)を乗じて計算した金額となります。

四捨五入等の端数処理の計算により、1ヶ月の総額は異なる場合があります。

★おむつ・リハビリパンツ・パット等は原則としてご持参ください。

★お食事代は、ご利用日当日の8時30分までにキャンセルのご連絡をいただけなかった場合も同様にご請求いたします。

各加算について

★サービス提供体制強化加算Ⅰは、介護職員のうち介護福祉士を70%以上配置又は、勤続10年以上の介護福祉士を25%以上配置している場合に算定します。

★理学療法士等体制強化加算は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を専従かつ常勤で2名以上配置している場合に算定します。

★リハビリテーションマネジメント加算Ⅰは、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同で計画の作成からサービス提供とその評価を行うことなどにより、継続的に通所リハビリテーションの質を管理した場合に算定します。

★リハビリテーションマネジメント加算4は、事業所の医師が利用者又はその家族に対して計画の内容を説明し、利用者の同意を得た場合に算定します。

★送迎未実施減算は、利用者居宅と事業所との間の送迎を行わない場合に算定します。なお、ご自身で来所・帰宅時の事故は責任を負いかねます。

★短期集中個別リハビリテーション実施加算は、事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が病院等の退院日又は認定日から3ヶ月以内に個別リハビリテーションを集中的に行った場合に算定します。

★生活行為向上リハビリテーション実施加算は、生活行為の内容の充実を図るための目標及び目標を踏まえた実施内容等を定めたリハビリテーション実施計画に基づき、計画的にリハビリテーションを実施した場合に算定します。

★退院時共同指導加算は、病院や診療所を退院する利用者さまに対し、事業所の医師・療法士等が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行い、その内容を記録した場合に算定します。

★介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

社会医療法人健生会 とみお診療所

2026年6月1日

社会医療法人健生会

とみお診療所

管理者 岡本 徹

当事業所は信頼の介護・福祉の実現に向けて、利用者の皆様により介護・福祉サービスを受けていただけるよう日々努力を重ねております。「個人情報」につきましても適切に保護し管理することが非常に重要であると考えております。そのために当事業所では、以下の個人情報保護方針を定め確実な履行に努めます。

1. 個人情報の収集について

当事業所が利用者様の個人情報を収集する場合、適切な介護・福祉サービスを提供するために必要な範囲で行います。その他の目的のために個人情報を収集する場合は利用目的を、あらかじめお知らせし、ご了解を得た上で実施いたします。ウェブサイトで個人情報を必要とする場合も同様に行います。

2. 個人情報の利用および提供について

当事業所は、個人情報を「サービス担当者会議」等でサービス事業者等に提供するにあたって、あらかじめ契約時に利用者様の包括的な同意をいただき、或いは個別情報の提供につき個別同意いただいた上で行います。

当事業所は、利用者様の個人情報の利用につきましては以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用いたしません。

◎利用者様の了解を得た場合

◎個人を識別あるいは特定できない状態に加工（※1）して利用する場合

◎法令等により提供を要求された場合

当事業所は、法令の定める場合等を除き、利用者様の許可なく、その情報を第3者（※2）に提供いたしません。

3. 個人情報の適正管理について

当事業所は、利用者様の個人情報について、正確かつ最新の状態に保ち、個人情報の漏えい、紛失、破壊、改ざん又は個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。

4. 個人情報の確認・修正等について

当事業所は、利用者様の個人情報について利用者様が開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、当事業所の「患者情報の提供等に関する指針」に従って対応いたします。また、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も、調査し適切に対応いたします。

5. 問い合わせの窓口

当事業所の個人情報保護方針に関してのご質問や個人情報のお問い合わせは下記窓口でお受けいたします。

窓口担当：今 千鶴代（とみお診療所通所リハビリ部門）

6. 法令の遵守と個人情報保護の仕組みの改善

当事業所は、個人情報の保護に関する日本の法令、その他の規範を遵守するとともに、上記の各項目の見直しを適宜行い、個人情報保護の仕組みの継続的な改善を図ります。

- * 1 単に個人の名前などの情報のみを消し去ることで匿名化するのではなく、あらゆる方法をもってしても情報主体を特定できない状態にされていること。
- * 2 第3者とは、情報主体および受領者(事業者)以外をいい、本来の利用目的に該当しない、または情報主体によりその個人情報の利用の同意を得られていない団体 または個人をさす。

※この方針は、利用者様のみならず、当事業所の職員および当事業所と関係のあるすべての個人情報についても上記と同様に取扱います。

利用者様及びご家族の個人情報保護についてのお知らせ

2025年5月1日
社会医療法人健生会
とみお診療所
管理者 岡本 徹

当事業所では利用者の皆様に安心して介護・福祉サービスを受けていただくために、安全な介護・福祉サービスをご提供するとともに個人情報の取り扱いにも、万全の体制で取り組んでいます。

個人情報の利用目的について

当事業所では利用者様及びそのご家族の個人情報を「サービス担当者会議」または下記の目的で利用させていただくことがございます。これら以外の目的で利用させていただく際には、あらかじめ利用者様及びそのご家族から同意をいただくことにしております。

個人情報の開示・訂正・利用停止について

当事業所では、利用者様及びそのご家族の個人情報の開示・訂正・利用停止等につきましても「個人情報の保護に関する法律」「介護保険法」の規定にしたがって進めております。手続きの詳細のほか、ご不明な点につきましては、窓口までお気軽におたずねください。

記

1. 事業所内での利用

1. 利用者様に提供する介護・福祉サービス
2. 介護保険事務
3. 会計・経理
4. 苦情・事故等の報告
5. 当該利用者様への介護・福祉サービスの向上
6. 利用状況等の管理
7. 事業所内介護実習への協力
8. 介護・福祉の質の向上を目的とした症例研究
9. その他、利用者様に係る管理運営業務

2. 事業所外への情報提供としての利用

1. 「サービス担当者会議」等、他医療・介護・福祉サービス事業者との連携
2. 他の医療・介護・福祉事業者、行政等からの照会への回答
3. 利用者様のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
4. ご家族等への説明
5. 保険事務の委託
6. 審査支払機関への請求書の提出
7. 審査支払機関または保険者からの照会への回答
8. 賠償責任保険等に係わる、医療・介護・福祉に関する専門の団体や保険会社等への相談又は届出など
9. その他、利用者様への介護保険事務に関する利用

3. その他の利用

1. 医療・介護・福祉サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
2. 外部監査機関への情報提供

※上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出ください。

※お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。

※これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等をすることができます。

(介護予防)通所リハビリテーションの提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項、個人情報利用目的、個人情報保護について説明し、同意を得ましたので、文書を交付します。

説明者： _____ (自署)

契約締結日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

開設者 奈良市西大寺北町四丁目4番1号
社会医療法人健生会 理事長 横山 知司

事業者 社会医療法人健生会 とみお診療所
所在地 奈良市三碓二丁目1番6号
契約者 所長 岡本 徹 印

私は、(介護予防)通所リハビリテーションの契約書、重要な事項、個人情報利用目的、個人情報保護について、事業者から説明を受け、同意し、文書の交付を受けました。署名により、契約を締結します。

利用者

住所： _____
氏名： _____
連絡先： _____

署名代行者（又は法定代理人）

住所： _____
氏名： _____
利用者との続柄： _____
連絡先： _____

私は本書面に基づいて事業者から個人情報利用目的、個人情報保護について説明を受け、(介護予防)通所リハビリテーションサービスの提供開始に同意しました。

家族代表

住所： _____
氏名： _____
利用者との続柄： _____

肖像権について

当事業所の事業活動案内・広報活動・職員研修等のために、利用者様の写真・映像等を使用し、ホームページ・広報物・印刷物・イベント等での活用をさせていただきたい場合がございます。

使用への同意につきまして、以下ご記載をお願いいたします。なお、当該同意を得られないことのみを以て、サービス利用契約の解除や、必要なサービスを提供しないことはございません。

当事業所の肖像権使用について（ 同意します ・ 同意しません ）

利用者氏名： _____
署名代行者（又は法定代理人）氏名： _____